

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年一月八日奈良県指令中土第五七―七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月十日中土第七六一―一四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年三月十日中土第七七一―六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市葛本町三九〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町四〇二番地

島村 祥子

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 橿原市葛本町三九〇番一の一部